

令和3年度

第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会
会議録

令和4年1月31日 開会

令和4年1月31日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

議事日程第1号

令和4年1月31日(月)
午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第3号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例
第4 議案第4号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
第5 議案第5号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議に
ついて

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	阿多利修	議員	8番	屋富祖功	議員
2番	池原秀明	議員	9番	伊佐哲雄	議員
3番	栄野比和光	議員	10番	岸本一徳	議員
4番	喜友名朝彦	議員	11番	濱元朝晴	議員
5番	小谷良博	議員	12番	宮城司	議員
6番	新里治利	議員	13番	友利勉	議員
7番	高江洲義八	議員	14番	宮里廣	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江朝千夫	次長兼 業務第一課長	宮里学
副管理者	松川正則	業務第二課長	町田洋人
副管理者	渡久地政志	総務課主幹	比嘉敬文
事務局長	山城満	業務第一課主幹	比嘉洋

職務のため議場に参加した事務局職員の職、氏名

総務係長	大城和佳	主事	新垣義介
------	------	----	------

●小谷良博 議長

おはようございます。只今より、令和3年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会を開会いたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時00分）

再開（午前10時00分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

只今の出席議員は14名でございます。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いいたします。

桑江 管理者。

●桑江朝千夫 管理者

議員の皆さん、おはようございます。

令和3年度 第2回 倉浜衛生施設組合議会 臨時会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、県内全域で新型コロナウイルスのオミクロン株による感染者が急拡大し、大変お忙しい中にもかかわらず、臨時会を招集しましたところ、厳しい日程をお練り合わせいただき、ご出席いただきました。誠にありがとうございます。

さて、今臨時会に上程しております案件は、

『倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例』、そして『令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）』と、今回追加議案といたしました『沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について』の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局から、ご説明させていただきます。

なにとぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

2番議員池原秀明議員、14番議員宮里廣議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時19分）

●小谷良博 議長

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1月31日の1日間といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議なしと認めます。よって本議会の会期は本日1月31日の1日間と決定しまし
た。

次に、日程第3に入る前に、令和4年1月21日開催の議会全員協議会において、池
原秀明議員より、資料要求がございました。

本件に関し「資料 汚泥再生処理センターから排出される汚泥の含水率の基準につ
いて」をお手元に配布してございますので、ご確認をお願いいたします。

日程第3、議案第3号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。当局の説明を求めます。
山城 事務局長。

●山城満 事務局長

それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年1月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

（提案理由）

会計年度任用職員の給料の支給日の変更に伴い、条例を改正する必要があるため、こ
の案を提出する。

次のページをお願いします。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例。

倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年倉浜
衛生施設組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条及び」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1
項を加える。

給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

改正の内容につきましては、今回の条例改正については、勤務実績に基づいた支給額の認定に要する事務処理日数を確保する必要があるため、支給日を5日から20日に変更するものであります。

対象職員の生活面の影響を考慮し、賞与の支給日6月15日から6月分給料、報酬になりますけれども、支給日7月20日までの間が35日間と期間が比較的短く抑えられることから、令和4年6月1日から適用するものとしております。

議案第3号の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

おはようございます。よろしく申し上げます。倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。これまでは、会計年度任用職員の給料の支給日は月の1日から末日までを計算した期間、それに支給日が5日だったわけですね、その5日だったのが、今回の条例改正で20日に、後ろのほうに延ばすという案ですけども、まず対象者の人数をお聞かせください。

それからその対象者に対しての通知、また通知の内容はどういった内容でやったのか。

あとはちょっと懸念されるのがやっぱり15日間給料が伸びることによって、この労働者の生活に支障が出ないかというのが一番懸念されると思うんですよ。要するに今までは5日給料をもらっていたのがローンとか支払いとか家賃等もありますけれども、そういう労働者に対しての配慮、どういうふうにやる予定なのか。

あと1つはですね、例えばこの労働者がどうしても今までどおり5日に給料がほしいと、じゃなければ20日に延びた場合にこの今までの生活もちょっと狂ってくると、この間ちょっと前借りみたいな形で一時期間支給してほしいという相談等があった場合にどうなるのかお聞かせください。以上です。

●小谷良博 議長

比嘉 総務課主幹。

●比嘉敬文 総務課主幹

屋富祖議員のご質疑にお答えいたします。まず対象人数についてのご質問ですけども、対象人数は27名です。

次に通知と通知の内容についてですけれども、通知につきましては、令和3年12月22日に会計年度任用職員の給与の支給日の変更について通知文のほうを発出しております。その内容は6ヶ月後の令和4年7月から給料の支給日を変更する内容を今回の臨時会にて提案する内容を通知しております。

通知から約1ヶ月経っておりますけれども、その時に担当の係のほうからも説明をしていただきまして、その後、変更に対する問合せはありませんので、おおむねご理解いただいていると認識しております。

続きまして、労働者への影響についてですけれども、確かに給料日のほうが、変更されますと家賃や電気代、住宅ローン等の口座引き落としのほうに影響があると考えております。

ただし、給料日の変更につきましては、この影響を最小限に抑えるために、今回の条例改正では、条例の適用日を令和4年度6月から設定しまして、それに向けて準備期間のほうをお願いしたいと思っております。ちょっと余裕を取らせていただいております。

また、給料日の変更する前と変更する後に6月と7月の間に期末手当が6月15日に支給されます。それによりまして、無給期間のほうを短くすることが出来ますので、それで生活面の影響を押さえたいと考えております。

最後に前借りの件についてなんですけれども、職員の生活を維持する方のほうで、例えば出産とか、病気とか、諸々があった場合はその勤務実績に応じて特別な場合の理由に該当いたします場合は、日給計算で支給することも可能な場合と考えております。以上です。

●小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。この対象者27名の方がほぼ説明もちゃんとして納得していると。民間の場合ですとですね、この労働者と使用者の労使協定とか、また雇用協定とかあるんですけれども、そういった改正する時には、労働者の代表者がサインしたりですね、やるんだけれども、公務員の場合は特別なのかよく分からないけれども、そういった一人一人が、今回、納得して同意しましたと、同意したというのも書いたのか、この同意書があるのかないのかというのは、また後でいろいろトラブルの原因になるのかなあと本員は思うんですけれども、今回、27名に対しての同意書は必要だったのか。やったのかですね、お聞かせください。

●小谷良博 議長

比嘉 総務課主幹。

●比嘉敬文 総務課主幹

お答えします。同意書が必要か、あとは同意書を既にもらっているのかというご質問だったと思うんですけれども、こちらについては、会計年度任用職員とは、まだ同意書

をこちらから提示するということの労使協定等は結んでおりません。これは地方公務員法の場合は、こちらの勤務条件については、条例主義となっておりまして、条例で条件を定めますので、その前に事前に説明した上で、こちらから提案をさせていただいていると認識しております。

また、そのため同意書は、こちらでは考えておりません。以上です。

●屋富祖功 議員

ありがとうございます。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

只今の倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、これは過去にない意味で1だけお願いしたいと思います。

これまで任用職員というのは、いわゆる一会計年度の任用職員ということで、フルタイムとパートタイムがあったと思うんですよね、この件で、今回、27名の対象人員ということなんですけれども、これはパートタイム何名、フルタイム何名か、お聞かせ願いたいなあとと思います。

もしその場合にフルタイムではなくてパートタイムになった時に、フルタイムの職員と、それからパートタイムの職員とのあいだで給与関係など、或いは諸手当関係に差があるのかないのか、それと勤務時間に差があるのかないのか、これも含めてご確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●小谷良博 議長

比嘉 総務課主幹。

●比嘉敬文 総務課主幹

お答えいたします。まずご質問のフルタイムとパートタイムの人数なんですけれども、フルタイムの職員はいなくて、全員27名パートタイムの職員となっております。

あと、諸手当についてですけれども、諸手当はパートタイムの職員とフルタイムの職員によっては、その手当が変わってまいります。

勤務時間につきましては、パートタイムの場合は、勤務時間が短くなっておりまして、7時間30分になっております。フルタイムの職員の場合は、通常職員と同じの勤務時間となっております。

諸手当なんですけれども、フルタイムの職員の場合は、給料と休日勤務手当、時間外勤務手当、期末手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当があります。

パートタイムの職員につきましては、報酬と時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬、特殊勤務に係る報酬、あと費用弁償といいまして通勤手当

に該当するものと、期末手当が支給されます。以上です。

●小谷良博 議長

池原秀明 議員。

●池原秀明 議員

今のご答弁からするとフルタイムはいらっしゃらないと、そしてほとんどがパートタイムということなんですけれども、勤務時間が8時間で、パートタイムについては7時間半ということで、時間差によっていわゆるおそらく手当類がですね、差額が出たのかなあと感じがするんですけれども、なぜこういう形にしなければならないのか、いわゆる業務に支障がきたさないのか。実際的には、フルタイムでやっていくというのが、労働基準法のある面では、これまでは臨時職員でなかなか待遇改善がなされなかったということで、こういう一会計年度に任用職員として法改正をしてきちっとそういった手当類などを補償していくと、担保していくということに変わったと思うんですよね。ところが更にこれにフルタイムとパートタイムの中で差をつけたという理由などを含めて、業務に支障がないかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

●小谷良博 議長

比嘉 総務課主幹。

●比嘉敬文 総務課主幹

まず、フルタイムとパートタイム職員の業務的な違いなんですけれども、これまで臨時職員又は嘱託職員という形で定めがありましたけれども、今回、パートタイムとフルタイムに分けた内容としましては、まず、パートタイムのものについては、職員の事務補助であったり、定型的な業務で、あと主に時間外が発生しないような勤務内容、業務内容になっておりましたので、パートタイムで設定しております。フルタイムについてはそれに該当するような職員がいる場合は、任用しますけれども、今回、こちらでは、そういった業務は今のところはないということで判断しております。

●小谷良博 議長

他に質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 倉浜衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第4号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

●山城満 事務局長

それでは議案第4号の説明をいたします。

議案第4号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年1月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

予算書の1ページをお開きください。

令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)

令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億9,639万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年1月31日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江 朝千夫

2ページから3ページにかけて第1表の歳入歳出予算補正でございます。

2ページが歳入、3ページが歳出でございます。歳入と歳出の合計欄をご覧ください。歳入歳出とも補正前の額41億9,614万5,000円。補正額25万円の増。補正後の額41億9,639万5000円でございます。

2ページの歳入の補正額の内訳につきましては、3款1項国庫補助金の補正額1,191万3,000円の増、5款1項基金繰入金の補正額1,206万3,000円の減、8款1項組合債の補正額40万円の増となっております。

続きまして3ページの補正額の内訳につきましては、2款1項総務管理費の補正額

2万7,000円の増、3款1項清掃費の補正額22万3,000円の増となっております。

続いて4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正でございます。

廃止の警備業務委託、期間が令和3年度から令和4年度まで、限度額1,132万5,000円。

次の追加の警備業務委託（管理棟・最終処分場機械警備）、期間が令和3年度から令和8年度まで、限度額が1,817万6,000円。この警備業務委託の廃止と追加については、倉浜衛生施設組合施設の夜間・休日等の警備体制は、これまで警備員を配置した有人による警備体制でありましたが、人感センサーや窓からの侵入を警戒するセンサーなどを設置して、セキュリティ対策を講じる機械警備に変更したいと考えております。機械警備に変更することで年間約1,000万円の経費削減を見込んでいるところであります。

そこで、令和3年8月議会において、承認いただいております、第2表の管理棟の警備員による警備業務委託、債務負担行為限度額1,132万5,000円を廃止し、今回、新たに警備業務委託として、管理棟及び最終処分場施設を含めた、5年間の機械による警備業務委託の債務負担行為として、限度額1,817万6,000円を追加するものであります。

続きまして、追加の浸出水処理施設基幹改良事業に係る基本検討等業務委託、期間が令和3年度から令和4年度まで、限度額914万7,000円。こちらは、最終処分場が平成9年の供用開始から24年目をむかえ、施設老朽化に伴い、令和5年度から6年度にかけて、基幹改良事業を実施する予定となっております。

そのため、令和5年度からの基幹改良事業実施の前年度にあたる令和4年度において、基幹改良に伴う整備内容および機器の選定などを検討する基本検討等業務委託を行うものであります。

次に5ページをお開きください。

第3表 地方債補正でございます。

汚泥再生処理センター建設工事については、設計・施工一括とする性能発注方式としていることから、起債対象事業費を含めた工事数量が確定したことを受け、今回、起債対象事業費の限度額を変更するものであります。

起債の目的、汚泥再生処理センター建設工事、補正前限度額、7億6,210万円を補正後限度額を7億6,250万円に変更しております。

続きまして、補正予算（第2号）に関する説明書に移ります。

歳入の3ページをお願いいたします。

3款1項1目1節循環型社会形成推進交付金の補正額1,191万3,000円の増につきましては、汚泥再生処理センター建設工事の交付対象事業費が確定したことをうけ交付金額を増額するものであります。

この交付金額の増額に伴いまして、説明書4ページをお願いします。

5款1項1目1節財政調整基金繰入金を1,206万3,000円補正減をしております。

それに関連する補正として、説明書5ページをお願いします。

8款1項1目1節一般廃棄物処理事業債の補正額40万円の増につきましても、汚泥再生処理センター建設工事の工事数量の確定に伴い起債分の対象範囲が増になったことを受け増額するものであります。

次に歳出、6ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費の1節報酬2万7,000円の増がございます、こちらは令和3年12月13日付、北谷町長就任に伴う報酬、ひと月分となっております。

最後のページになります。7ページをお開きください。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の10節需用費30万8,000円の減のうち、説明欄1の光熱水費261万5,000円の増につきましては、発電設備修繕整備の工期延長に伴い、買電分の電気料金が発生したため、補正増するものでございます。

また、説明欄2の修繕費292万3,000円の減につきましては、溶融飛灰処理設備修繕整備1件の契約差額により、減額するものであります。

次に、3款1項4目し尿処理場費の4節共済費53万1,000円の増につきましては、人事異動に伴う職員1名分の予算組み替え不足により、共済費を増額するものでございます。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

（『質疑なし』の声あり）

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第4号について討論はありますか。

（『省略』の声あり）

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第4号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第5号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

●山城満 事務局長

それでは議案第5号の説明を行います。

議案第5号 沖縄県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年1月31日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑江朝千夫

（提案理由）

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

次のページをお願いします。

沖縄県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合格約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

（10）交通災害共済事業に関する事務

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える

（会計管理者）

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2項 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。

第3条第10号に関する事務

国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

附則

1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

2 組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

説明は以上となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第5号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。本臨時会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時56分)

再開 (午前10時56分)

●小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

よって、令和3年度第2回倉浜衛生施設組合議会臨時会をこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年3月30日

議長 水谷良博

会議録署名議員 池原秀明

会議録署名議員 宮里 廣